

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB は、IFRS 第 9 号の限定的修正に関する提案を公表

目次

- 背景
- 提案内容
- 発効日
- 経過措置
- 米国会計基準とのコンバージェンス

要点

本公開草案は、IFRS 第 9 号「金融商品」における分類および測定の実務要求事項の一部を、以下のとおり修正することを提案するものである。

- 含んでいる契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の双方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されている金融資産についての「その他の包括利益を通じて公正価値(FVTOCI)」の測定区分を導入する。
- IFRS 第 9 号の完了後、IFRS 第 9 号の完成版のみが早期適用に利用可能となるように、経過措置のガイダンスを変更する(ただし、例外として、企業は、公正価値オプションに指定された金融負債について、負債の信用リスクの変動に起因する利得および損失をその他の包括利益に表示する要求事項を、独立して早期適用することが容認される)。
- 特定の負債性金融商品について、元本と貨幣の時間価値および信用リスクへの対価との間に改変された経済的関係が存在する場合に、契約上のキャッシュ・フローの特性に関するテストを修正する(これは、金利改定の頻度が金利の期間(tenor)に一致していない場合に関係する)。
- その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収である事業モデルの性質の明確化、およびその目的が契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方である場合の事業モデルとこの事業モデルがどのように異なるかに関する明確化を提供する。

背景

2012 年 11 月 28 日に、国際会計基準審議会(IASB または審議会)は、一般からのコメントを求めるために、IFRS 第 9 号の修正を提案する、ED/2012/4「分類および測定:IFRS 第 9 号の限定的修正(IFRS 第 9 号(2010 年)の修正案」(以下、ED という)を公表した。これらの修正は、金利に関するミスマッチの特徴(すなわち、金利改定の頻度が金利の期間に一致していない)を有するも

のを含む、特定の種類の負債性金融商品について、契約上のキャッシュ・フローの特性に関するテストの適用方法について生じた適用に関する疑問に対応するものである。審議会は、また、現在の金融資産の分類および測定モデルと、保険契約プロジェクトおよび米国財務会計基準審議会 (FASB) における金融商品の暫定的な分類および測定モデルとの間の相互関係を検討した。この結果、本 ED は、特定の負債性金融商品について、「FVTOCI で測定する新たな区分」の導入を提案している。IASB は、また、IFRS 第 9 号の早期適用に関する新たな要求事項を提案する機会を得ることになった。

本 ED のコメント期間は、2013 年 3 月 28 日に終了する。

提案内容

FVTOCI の測定区分

本 ED は、契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されなければならないことを提案する(ただし、測定または認識の不整合を、解消または大幅に低減するように、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている場合を除く)。これは、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価(金融資産が償却原価で測定されるかどうかを判定する際に使用するものと同一のテスト)を通過する金融資産を対象とする。本提案では、金利収益、為替差損益および信用減損は、純損益に認識し、その他の利得および損失(すなわち、「これらの項目」と「公正価値の全体の変動」との間の差額)は、その他の包括利益(OCI)に認識する。OCI に計上した利得または損失の累計額は、全額、認識の中止をした時に純損益に振替え、または分類変更の場合には特定の指針に従って取り扱われる。金利収益および信用減損は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で認識し、まだ公表されていない減損に関する提案に従って会計処理することになる。これにより、当該資産は償却原価で測定された場合と同一の純損益情報となるが、財政状態計算書は金融商品の公正価値を反映することになる。

見解

FVTOCI カテゴリーは、負債性金融商品に適用される、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」での現行の「売却可能」カテゴリーと同一の測定結果を提供するが、減損に関する重要な差異が、IAS 第 39 号の「発生損失モデル」ではなく、IASB からまもなく公表される「予想損失モデル」に基づくことにより生じる。

事業モデルのテストに関する適用指針の改訂

本 ED は、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方の目的で資産を管理することであるかどうかを判定する方法に関する適用指針を提案する。さらに、本 ED は、事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローの回収のために保有することである場合(すなわち、償却原価の規準の一部)に関する、IFRS 第 9 号における現行の適用指針の明確化を提案する。

本 ED は、信用の悪化以外の理由で生じる売却が、(たとえ重要であったとしても) 頻繁に行われない場合、または(たとえ頻繁であったとしても) 個別および全体の双方で重要ではない場合に、そのような売却が、依然として、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する目的と整合する可能性があることを提案している。本提案では、金融資産の売却が金融資産の満期近くに行われ、売却による収入が残りの契約上のキャッシュ・フローに近似する場合には、その売却は、また、契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合しうる。本 ED は、また、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであるかもしれない場合のシナリオの事例に関して、現行の適用指針を改訂することを提案している。本提案では、設例の一部は改訂され、1 つの追加的な(金融機関が関与する)事例が追加されることになる。

本 ED は、その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方である事業モデルは、その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することである事業モデルと比較して、売却の頻度が高く数量も多い売却活動を伴うことを提案する。これは、前者の金融資産の売却が、事業モデルの目的の達成に付随的なだけでなく、不可分なものであることに基づいている。本提案は、リストが網羅的でないことに言及しているが、企業の事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方の目的のために資産を管理することであるかもしれない場合に関する 3 つの事例が含まれている。これらの事例には、非金融企業、金融機関および保険会社が含まれている。

見解

一部の企業(特に、金融機関)の場合、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を管理する、または契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の双方の目的で金融資産を管理するのかどうかを判定するために、ポートフォリオ・ベースで慎重な分析が必要となるであろう。

分類変更

現行の IFRS 第 9 号は、金融資産を管理する事業モデルが変更される場合、分類区分間の分類変更を要求している。これは、償却原価で保有する負債性金融商品および純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(FVTPL)に適用する。この概念は、新たな FVTOCI の分類区分にまで拡張される。企業が金融資産を償却原価の区分から FVTOCI の区分に分類変更する場合には、その公正価値が分類変更日に算定され、この金額とその従前の帳簿価額との差額が OCI に認識されるが、実効金利は修正されない。企業が、金融資産を FVTOCI の区分から償却原価の区分に分類変更する場合には、当該資産が公正価値で分類変更され、同時に従前からの利得または損失の累計額が OCI から除かれ、この金額により分類変更日の公正価値が修正される(しかし、これは、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従った組替調整ではない)。これは、分類変更日に、公正価値から償却原価に測定の基礎を変更する影響額である。また、この場合にも、実効金利は修正されない。企業が FVTPL から FVTOCI に金融資産を分類変更する場合には、分類変更日の公正価値がその新しい帳簿価額となる。これは、企業が FVTOCI から FVTPL に金融資産を

分類変更する場合も同じである。さらに、OCI の利得または損失の累計額は、IAS 第 1 号に従って組替調整として純損益に振替えられる。

契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価

本 ED は、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価が、特定の場合にどのように行われるべきであるかに関する新たな指針を提案する。本提案は、元本と貨幣の時間価値および信用リスクへの対価との間の経済的関係が、重大ではないとはいえないレバレッジまたは金利の改定に関する特徴の適用(すなわち、金利の改定の頻度が利息期間に合致しない場合に、改定または改定可能な金利)のいずれかを通じて改定される場合があることを言及している。そのような場合に、本提案は、企業が、契約上のキャッシュ・フローが元本と元本残高に対する利息の支払いのみを表すものかどうかを判定するために、当該改変を評価することを要求する。この評価の結果が、分析をほとんどまたはまったくしなくとも明らかである場合を除き、企業は、当該改変を含まない比較可能な金融資産(すなわち、信用度が同じで、評価の対象とする特徴以外の点での契約条件が同じ(該当がある場合には、金利改定期間が同じであることを含む)契約のキャッシュ・フロー(ベンチマーク・キャッシュ・フロー)を検討することが要求される。比較可能な金融資産は、実際の金融商品または仮想的な金融商品であり得る。

本提案は、評価の対象とする金融商品が、3 ヶ月物の金利に毎月改定される変動金利を含んでおり、適切なベンチマーク金融商品は、変動金利が1カ月物の金利に毎月改定される事実を除いて、契約条件が同じで信用度が同じ金融商品となる事例を提供している。改変により、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大ではないとはいえない(more than insignificantly)キャッシュ・フローとなる可能性がある場合には、本提案において、当該金融商品は、利息と元本の支払いのみを含むキャッシュ・フローではないため、償却原価または FVTOCI に分類される可能性はない。企業は、将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある変数(例えば、金利の変数)を考慮しなければならないが、可能性のあるすべてのシナリオではなく、企業が過度なコストや努力なしに考慮できるという合理的に考え得るシナリオを検討することのみが必要である。しかし、企業が、契約上のキャッシュ・フローがベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性はないという結論を下せない場合には、当該金融商品は、FVTPL で測定しなければならない。

本提案は、この評価はどのように行われるかを解説する IFRS 第 9 号の適用指針の事例に対していくつかの変更を導入する。これらの変更は、また、契約上の支払が、貨幣の時間価値および信用リスクに関連しない変数に連動する(例えば、株価指数(equity index))場合には、評価は必要なく、当該金融商品が FVTPL で測定されることを明らかにしている。

本提案は、また、「契約上リンクしている商品」に関する 2 つの明確化の提案を含んでいる。最初に、原金融商品プールに期限前償還が発生した場合に期限前償還可能となるという契約上リンクしている商品の特性は、契約上リンクしている商品が、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローの特性を有することを妨げないこととなる。次に、本提案は、原金融商品プールが、契約上のキャッシュ・フローの特性に関するテストを満たさない資産で担保されている金融商品(例えば、不動産により担保されているローン)を含む場合には、これもまた、契約上リンクしている商品が契約上のキャッシュ・フローの特徴に関するテストを満たすことを妨げず、したがって、償却原価

または FVTOCI の会計処理のいずれも妨げるものではないことを明確にしている。

発効日

IFRS 第 9 号の発効日は、2015 年 1 月 1 日以後開始する年次期間を維持し、早期適用が認められる。しかし、本提案では、企業が、2015 年 1 月 1 日以後開始する会計期間に改訂後の IFRS 第 9 号を適用した場合には、最終化される際に IFRS 第 9 号に含まれる予定である、まもなく公表される減損およびヘッジ会計の要求事項も適用する必要がある。しかし、本提案は、企業が、本基準書の他の要求事項を早期適用することなく、公正価値オプションに指定された金融負債について、負債の信用リスクの変動に起因する利得または損失をその他の包括利益に表示するという既存の IFRS 第 9 号の要求事項を早期適用することを認めている。本提案では、これを行うことを選択する場合には、企業は、この事実を開示し、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の対応する開示の要求事項を適用することを要求される。

経過措置

本基準書の現行のバージョンと同様に、企業は、一部の限定的な例外を有する IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、IFRS 第 9 号の修正を提案ごとに遡及適用することになる。しかし、企業は過年度を修正再表示する必要はなく、事後的判断を用いずに、これが可能である場合に、かつ、その場合にのみ、修正再表示することができる。本改訂案では、適用開始日（すなわち、企業が改訂された基準書の要求事項を最初に適用する日）は、企業が本基準書を採用する最初の報告期間の期首である。本提案により企業が、元本と貨幣の時間価値および信用リスクへの対価との間の改変された経済的関係を遡及的に評価することが実務上不可能である場合には、その後、企業は、修正案の前の IFRS 第 9 号（2010 年）に従って、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を遡及的に評価しなければならない。

本 ED は、また、企業が IFRS 第 9 号（2009 年）、IFRS 第 9 号（2010 年）またはヘッジ会計の章を含む IFRS 第 9 号（2013 年第 1 四半期に公表が見込まれる）を早期適用し、その後本修正を適用する場合には、以下とすることを提案する。

- ・ 本修正を適用する結果として、金融資産または金融負債を FVTPL で測定するものとする指定が、その条件をもはや満たさない場合には、そのような指定を取り消さなければならない。
- ・ 金融資産または金融負債を FVTPL で測定するものとする指定が、以前は、その条件を満たしていなかったが、本修正を適用した結果として満たされる場合には、そのような指定を行うことができる。

そのような指定および取消しは、本修正を最初に適用する際に行われ、遡及的に適用されなければならない。

米国会計基準とのコンバージェンス

契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価および事業モデルのテスト(新たな FVTOCI の区分を含む)を修正する提案は、FASB の将来の金融商品の基準書を開発するにあたり達成された FASB の暫定的な決定と足並みをそろえるものである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 か国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2012 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited